

令和 5 年 4 月 2 8 日

保護者 様

岐阜市立本荘中学校  
校長 上松 英隆

## 災害時における防災体制について

日頃より、本校の教育活動に、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、表記のことについて、岐阜市教育委員会より通知がありましたので、下記のようにお知らせします。

### 記

## 1 災害に伴う休業等の決定について

### (1) 校長等が決定する場合

災害に伴う休業は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省令第 11 号）第 63 条（中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園について同条を準用。）に基づき、校長等が決定します。

その際には、次の各点に留意します。

- ① 生徒の安全確保の観点から、校区の状況の把握に努め、通学経路や方法、通学範囲などを考慮に入れて、危険が予見される段階で、休業や授業の打ち切りの判断を行います。
- ② 判断にあたっては、中学校区内の学校間で対応を協議します。
- ③ 災害に伴う休業等の連絡をする場合に備え、生徒及び保護者への連絡体制として、スマート連絡帳やタブレットによる Teams の「投稿」等を活用します。また、生徒が安全に帰宅できたことを確認するために、タブレットによる Teams の「投稿」等を活用します。

### (2) 岐阜市教育委員会が決定する場合

(1) にかかわらず、次の場合は、岐阜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が休業や授業の打ち切りを決定します。

- ① 特別警報・暴風警報発表時等で、市全域に大規模な災害発生が予想され、速やかにその徹底を要するとき。
- ② 暴風警報は未発表であるが、今後、発表が予想される場合に気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）、交通や道路の状況等を勘案し、警報発表に先立って判断するとき。

教育委員会が始業前に休業を決定した場合には、タブレットやスマート連絡帳等で生徒や保護者へ連絡をします。

## 2 非常時における休業及び登下校等について

### (1) 生徒が登校する以前に警報（すべての警報）が発表又は警戒レベル 3 以上が発令されている場合

警報発表又は警戒レベル 3 以上が発令されている場合

- ① 警報及び警戒レベル 3 以上が解除されるまで家庭において待機します。
- ② 始業時刻の 1 時間前までに警報及び警戒レベル 3 以上が解除された場合は、平常どおり登校します。
- ③ 始業時刻の 1 時間前から正午までに警報及び警戒レベル 3 以上が解除された場合は、解除後 1 時間を経ってから授業を開始します。地域の状況によっては、オンライン授業や休業とする場合もあります。
- ④ 正午までに警報及び警戒レベル 3 以上が解除されていない場合は、休業とします。
- ⑤ 午前中のみ授業については、始業時刻に警報又は警戒レベル 3 以上が発令されている場合は、休業とします。

※ ただし、②と③の場合において、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及びません。

**(2) 生徒が登校してから強風注意報・暴風警報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合  
(台風接近時の場合など)**

- ① 強風注意報発表時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させます。
- ② 暴風警報発表時又は警戒レベル3発令時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）、各地の道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内又は園内（以下「校内等」という。）の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとります。
- ② 警戒レベル4以上発令時は生徒をいかなる方法であっても下校させず、校内等の最も安全な場所で待機させます。  
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。

**(3) 生徒が登校してから警戒報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合**

- ① 警戒報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表時又は警戒レベル3発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、状況に応じて以下のいずれかの措置をとります。
  - A 児童生徒等を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させます。
  - B 安全が十分に確保できない場合は、校内等の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとります。
- ③ 警戒レベル4発令時は、原則いかなる方法でも下校をさせず、校内等の最も安全な場所で待機させます。※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。
- ④ 警戒レベル5発令時は、原則いかなる方法でも下校をさせず、校内等の最も安全な場所で待機させます。

**(4) 暴風警報の発表及び発表が予想される場合の給食の実施について**

- ① 気象状況により、休業等が心配される場合は、休業予定日の前々日の正午までに、給食中止を教育委員会学校給食課が決定し、各学校に連絡があります。
  - ・これを受け、学校は、休業とならなかった時に必要な対応を行います。
  - ・暴風警報の発表および発表が予想される時には、給食が提供できない場合があることを保護者の皆様は、ご理解ください。また、各家庭での保存食等の備蓄をお願いします。
- ② 気象状況により、当日の授業打ち切りが心配される場合は、給食の開始時刻を早める、簡易給食（パン・牛乳等）にするなどの必要な措置をとることがあります。
  - ・当日の授業打ち切りが心配される場合は、前日に、給食の提供に関わる情報を生徒及び保護者に事前に連絡するよう努めます。

**4 特別警報（主に大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合について**

- (1) 特別警報が発表された場合は、「**3 非常時における休業及び登下校等について**」に準じて「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等の生徒の安全を最優先にした措置をとります。  
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた場合は、別紙1のとおり対応をお願いします。